

「日経モート株指数」

算出要領

株式会社 日本経済新聞社

- ・本資料は日本経済新聞社（以下「日経」という）が算出・公表を行っている「日経モート株指数」の算出要領です。同算出要領は、今後、ルールの見直しなどに伴い変更されることがあります。
- ・本資料は日経の著作物であり、本資料の全部又は一部を、いかなる形式によっても日経に無断で複写、複製又は転載することができません。本資料は、指數への理解を深めるために作成された資料であり、有価証券の売買等に関する勧誘を行うためのものではありません。

(2026年2月9日版)

1：概要

「日経モート株指数」は、東京証券取引所プライム市場の上場銘柄（除く金融）のなかからモート（※）を備えるとみなされる30銘柄を選定した、等ウェート方式の株価指数である。

※モートとは「経済の濠（ほり）」を意味する概念で、技術力やブランド力等を背景に高い競争優位性があり、長期にわたる高収益を可能にする状況を指す。

2：名称

正 称： 日経モート株指数

愛 称： もしバフェ

英文名称： Nikkei Moat Stock Index

3：銘柄の管理

（1）基本事項

- ・ 日経モート株指数の構成銘柄数は、原則30銘柄とする。
- ・ 每年7月に構成銘柄の定期見直しを実施する。
- ・ 翌年の定期見直しまでの間に臨時の銘柄除外が生じた場合、原則として期中には銘柄を補充せず、毎年の定期入れ替え時に30銘柄にそろえ直す。

（2）対象銘柄

- ・ 指数の対象となる銘柄は、東京証券取引所プライム市場の上場銘柄（外国株や種類株は除く）のうち、NEEDS業種分類（大分類）で「金融」に属していない銘柄を対象とする。

※NEEDS業種分類は、現在の産業構造にあわせた日経NEEDS独自の業種分類。各社の事業内容や売上構成に基づき業種を付与するが、企業の多角化経営を十分に考慮し、1社に対して主力事業の他にも複数の業種を付与する。分類は定期的に見直しを行うほか、主力事業の大きな変化時などに見直しを行う。

（3）構成銘柄の定期見直し

- ・ 毎年 6 月の最終営業日を「基準日」とする。以下の方法で銘柄を選定し、翌月の最終営業日の算出から入れ替えを実施する。定期見直しによる銘柄入れ替えは、一定の期間をもって事前に公表する。
- ・ 構成銘柄は以下の手順で決める。業種分類は NEEDS 分類（大分類）、財務データは連結ベースを優先して使う。
 - ① 各対象銘柄の営業キャッシュフロー (CF) マージンの過去 3 年平均から、各対象銘柄が属する業種の営業 CF マージンの過去 3 年平均を差し引いた「営業 CF マージン乖離幅」を計算する（※1）。
 - ② 以下の条件を満たす銘柄について、①で計算した営業 CF マージン乖離幅が大きい順にランキングを付ける。

現在採用中の銘柄

- ・ 基準日時点の時価総額が 1000 億円以上
- ・ 直近の売上高が属する業種の対象銘柄全体の上位 20% 以内

現在未採用の銘柄

- ・ 基準日時点の時価総額が 1000 億円以上
- ・ 直近の売上高が属する業種の対象銘柄全体の上位 20% 以内
- ・ 基準日時点の PEG レシオ（※2）が 2 倍未満かつゼロ超

③ 構成銘柄数が 30 になるまで、以下の優先順で、②で作成したランキング上位の銘柄から採用する。

- (i) 現在採用中でランキング 50 位以内の銘柄
- (ii) 現在未採用の銘柄

- ・ 市場環境の急激な変動その他やむを得ない事情により、上記過程により選定された構成銘柄の妥当性に支障が生じる恐れがある場合には、有識者等の意見を得て所要の変更を行うことがある。

※1 営業 CF マージンの 3 年平均 = 営業 CF 過去 3 年合計 ÷ 売上高過去 3 年合計
 直近上場銘柄など 3 年分の数字がそろわない銘柄の 3 年平均は計算せず、ランキングの対象外とする。業種平均は、各業種に属する各対象銘柄の営業キャッシュフローの過去 3 年分の合計を、同期間の売上高の合計で割って算出する（変則決算銘柄の営業キャッシュフローや売上高は 12 カ月換算した値を用いる）。

※2 PEG レシオ = 予想 PER ÷ 1 株当たり当期純利益 (EPS) 成長率 (%)
 EPS 成長率は基準日時点の今期予想値を前期実績値で除して計算

(4) 構成銘柄の臨時除外

- ・ 構成銘柄が整理銘柄または特別注意銘柄に指定された場合は、原則として指定日から5営業日後に除外する。
- ・ 構成銘柄が統合などにより上場廃止となる場合は、原則として上場廃止日に除外する。
- ・ 監理銘柄に指定された銘柄については指定時点では原則として除外対象とはしない。ただし、将来の上場廃止の可能性がきわめて高いと認められる場合など、当該銘柄の採用を維持する事が著しく不適当と認められるに至った場合には、後日、事前に発表したうえで除外することがある。

(5) 過年度および本指標公表時点での構成銘柄

- ・ 遷及算出（後掲4－(8)参照）で用いた構成銘柄は、2025年12月末のNEEDS業種分類に基づいて選定し、各基準日の翌月最終営業日に定期入れ替えを実施している。また上記(4)記載の臨時除外ルールも適用し遷及している。2021年7月の定期見直しまでは、東証1部上場銘柄を対象銘柄として選定している。

4：指標の計算

(1) 基本事項

- ・ 等ウエート方式で算出する。
- ・ 2013年7月31日（算出基点日）を10000とする。
- ・ 指数の単位はポイントとし、小数点以下3桁目を四捨五入し2桁まで表示する。
- ・ 東証の株価を利用して、1日1回、終値ベースで指数算出する。

(2) 計算式

- ・ 日々の指数値は以下の算式により計算する。

$$\text{指数値} = \Sigma \{ \text{株価} \times \text{ウエート} \cdot \text{ファクター} \} \div \text{除数}$$

(3) 株価

- ・ 價格採用の優先順位は以下のとおり。
 - ① 特別気配、連続約定気配または臨時気配、②現在値、③基準価格
(基準価格とは、権利落ち理論値、前日の特別気配、連続約定気配または臨時気配、前日の終値の優先順で採用された値)

(4) ウエート・ファクター

- ・ 指数計算に用いる各銘柄のウエート・ファクター（指数用株式数）は、定期見直しの基準日に、次の方法により決定する。小数点以下は切り捨てとする。

$$\text{ウエート・ファクター} = 1 \div \text{基準日時点の株価} \times 10^8$$

- ・ ウエート・ファクター設定以降、構成銘柄に株式分割、株式併合がある場合は、その比率に応じて当該資本異動の権利落ち日にウエート・ファクターを調整する。

(5) 除数

- ・ 算出基点日である 2013 年 7 月 31 日の除数は次のように決定する。

$$\text{除数} = \Sigma \{ \text{算出基点日の株価} \times \text{ウエート・ファクター} \} \div 10000$$

- ・ 算出基点日以降、構成銘柄の銘柄入れ替えの都度、次の計算式で除数を修正する。

$$\begin{aligned} \text{翌日の除数} &= \text{当日の除数} \\ &\times (\Sigma \{ \text{翌日構成銘柄の翌日用基準価格} \times \text{翌日用ウエート・ファクター} \}) \\ &\div (\Sigma \{ \text{当日構成銘柄の当日株価} \times \text{当日ウエート・ファクター} \}) \end{aligned}$$

(6) スピンオフ

- ・ 構成銘柄の株主にスピンオフによって独立した会社の株式が割り当てられ、当該銘柄が短期間のうちに新規上場する場合、当該銘柄をスピンオフの権利落ち日から上場日まで一時的に指数の算出対象に加え、上場日の翌営業日に算出対象から外す。
- ・ 一時的に算出対象に加える銘柄の株価は上場して有効な株価が生じるまでの間、公開価格または流通参考値段を用いる。ウエート・ファクターはスピンオフ元の構成銘柄

のウエート・ファクターにスピンオフの割当比率を勘案した値を設定する。

(7) 指数値の修正

- ・ 指数値の修正を必要とする事象が後日発生、判明した場合には、原則として、判明以降最初に到来する指数算出日を当該変化事象の発生日として指数計算に反映し、原則として過日にさかのぼっての修正は行わないものとする。

(8) 過年度遡及分の算出

- ・ 算出基点日（2013年7月31日=10000）まで、終値ベースで遡及計算している。
- ・ 遠及算出に用いた構成銘柄は、3-(5)記載のとおり。

5：その他

(1) 配当込み指数の算出

「日経モート株指数」の関連指数として、配当を加味した以下の指数を、日々終値ベースで算出する。

- 「日経モート株指数（トータルリターン）」
- 「日経モート株指数（ネット・トータルリターン）」

「日経モート株指数（トータルリターン）」は、構成銘柄から得られる配当を、配当落ち日に構成銘柄の指数におけるウエート・ファクターに応じて再投資した場合のパフォーマンスを表す指数であり、その配当について税引き後の値を用いたものが「日経モート株指数（ネット・トータルリターン）」である。

配当の取り扱いなど、計算上の基本事項は「日経平均トータルリターン・インデックス」と「日経平均トータルリターン・ネット・インデックス」に準拠している。

(2) 利用許諾

「日経モート株指数」（「日経モート株指数（トータルリターン）」および「日経モート株指数（ネット・トータルリターン）」を含む。以下同様）は、株式会社日本経済新聞社が独自に開発した手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は「日経モート株指数」自体及び「日経モート株指数」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有している。「日経モート株指数」を利用した先物・オプションなどの金融派生商品を提供したり、ファンドやリンク債などの金融商品の組成・売り出し、又はデータ提供する場合などで「日経モート株指数」を商業的に利用する場合は、日経との利用

許諾契約が必要になる。

(3) 免責

株式会社日本経済新聞社は、「日経モート株指数」(「日経モート株指数（トータルリターン）」および「日経モート株指数（ネット・トータルリターン）」を含む。以下同様)を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延又は中断に関して、一切の責任を負わない。日経は、「日経モート株指数」の計算方法、その他「日経モート株指数」の内容を変える権利及び公表を停止する権利を有している。

「日経モート株指数」は原則として本資料に記載された方法等に基づいて算出される。ただし、本資料に記載のない事象が発生した場合や本資料の方法による算出が困難と日経が判断した場合は、日経が適当とみなした処理方法により算出することがある。また、同算出要領は、今後、ルールの見直しなどに伴い、変更されることがある。本資料に記載された情報を利用したことにより発生するいかなる費用又は損害などについて、日経は一切その責任を負わない。

(4) 問い合わせ先

日本経済新聞社 インデックス事業室
メール：index@nex.nikkei.co.jp

(別紙) 算出要領・変更履歴

2026年2月9日版	初版
------------	----